

事務連絡
令和2年3月5日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕障害保健福祉主管課（部）御中

国民健康保険中央会 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症対応における障害福祉サービス等に係る
介護給付費等の請求（3月・4月請求分）について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染症対策として、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付け障害福祉課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」（同月27日同課事務連絡）において、障害福祉サービス等事業所（以下「事業所」という）における利用定員を超過しての受入れについて柔軟な対応をお願いしているところです。それに伴い、障害福祉サービス等利用者の急増による職員等の不足により、事業所によっては報酬請求の事務作業に遅れが生じるなどの支障も想定されるところです。

つきましては、都道府県・指定都市・中核市（以下、「都道府県等」という。）、各国民健康保険団体連合会（以下、「各国保連」という。）及び市町村の御協力を賜りたいと存じますので、対応に遺漏なきようよろしくお願いします。

また、都道府県におかれては管内市町村に、国民健康保険中央会におかれては各国保連に対し当該内容の周知等よろしくお願いします。

記

○請求期日に間に合わない事業所等への対応

請求期日（毎月10日）後に事業所等から請求の依頼があった場合は、市町村へのデータ送信までの間（他県受給者に係る請求情報等については、他県データ交換までの間）において、各国保連は対応可能な範囲で弾力的に請求を受け付けるようお願いします。

○問い合わせ先

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部
企画課 給付管理係

TEL：03-5253-1111（内線3009）

MAIL：syougaisystem@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 17 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等
の臨時的な取扱いについて

今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和 2 年 2 月 17 日）が公表されたところです。今後、障害福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。

この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第 19 号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和元年 10 月 15 日付厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 15 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

令和元年台風第 19 号により被災した障害者等に対する
支給決定等について

この度の令和元年台風第 19 号に伴う災害（以下「当該災害」という。）により被災した障害者又は障害児の保護者（以下「被災障害者等」という。）に対する支給決定等については、下記のような取扱いとなりますので、管内市町村、障害福祉サービス等事業者、指定自立支援医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。

また、介護給付費等の取扱いについて、別添のとおり疑義解釈をまとめましたので、当該疑義解釈につきましても、管内市町村、障害福祉サービス等事業者等への周知をよろしくお願いいたします。

記

I. 障害福祉サービス等関係

1. 他の市町村に避難した被災障害者等に対する支給決定について

（1）当該災害の被災により避難先の市町村の区域内に居住地を有するに至った被災障害者等に係る介護給付費等の支給決定については、避難先の市町村において、現行のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 19 条から第 22 条までの規定、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 5 から第 21 条の 5 の 7 までの規定等に基づき行うものであること。補装具費の支給についても同様であること。

また、当該災害の被災により他の都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）の区域内に居住地を有するに至った障害児の保護者に係る障害児入所給付費の支給決定についても、避難先の都道府県において、児童

福祉法第 24 条の 2 及び第 24 条の 3 の規定等に基づき行うものであること。

(2) (1) の取扱いの際、被災市町村又は被災市町村が属する都道府県（以下「被災市町村等」という。）において現に支給決定を受けている被災障害者等に係る支給決定の内容、障害支援区分等については、避難先の市町村又は都道府県において当該被災市町村等に確認すること。

ただし、被災市町村等を確認できない場合は、受給者証等の確認、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給決定を行われたい。

(3) 一時的な避難の場合など居住地が依然として被災市町村等にあると認められる場合における支給決定については、当該被災市町村等が行うものであること。この場合において、市町村審査会を開催できない等の事情により、通常の支給決定の手続をとることができないときは、既存の資料を活用するとともに、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給決定を行われたい（支給決定の変更をする場合も同様の取扱いとする。）。

(4) また、障害支援区分認定者の転出入の際の障害支援区分認定証明書の取扱いについては、支給決定通知において示しているが、被災地から転出した障害支援区分認定者が転入先市町村に提出する障害支援区分認定証明書について、転出元市町村が当該証明書を発行することが困難な場合においては、転入先市町村は、改めて認定調査及び市町村審査会における審査判定手続きを経ることなく、被災障害者等からの聞き取りの結果等を勘案して、障害支援区分を認定しても差し支えない。

(5) 被災障害者等につき緊急にサービスの提供が必要な場合については、市町村又は都道府県は、必要なサービスを速やかに提供するため障害者総合支援法第 30 条の規定による特例介護給付費等や児童福祉法第 21 条の 5 の 4 の規定による特例障害児通所給付費を支給することができることとされているので留意されたい。

なお、やむを得ない事由により介護給付費等又は障害児通所給付費及び障害児入所給付費の支給を受けることが著しく困難であると認められる場合は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号又は児童福祉法第 21 条の 6 若しくは第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置を採ることができることとされているので留意されたい。

2. 受給者証等の提示について

当該災害の被災により受給者証又は施設受給者証（以下「受給者証等」という。）を紛失し又は家屋に置いたまま避難している等の事情があり受給者証等を提示することができない場合には、障害者総合支援法第 29 条第 2 項ただし書又は児

童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 10 項及び第 24 条の 3 第 7 項ただし書の規定により受給者証等を提示しなくても指定障害福祉サービス等又は指定通所支援及び指定入所支援を受けることができるものであること。

この場合、サービス事業者等においては、受給者証等を交付している被災市町村等に当該被災障害者等に係る支給決定の内容について確認されたい。

ただし、サービス事業者等において被災市町村等を確認することができない場合には、当該被災障害者等から、受給者証等の交付を受けている者であること、氏名、生年月日、居住地及び支給決定の内容を聞き取ることにより、指定障害福祉サービス等又は指定施設支援を提供することとして差し支えない。

なお、被災により受給者証等を紛失した被災障害者等に対しては、上記の取扱いについて周知するとともに、可能な限り速やかに再交付申請を行うよう勧奨されたい。

Ⅱ．自立支援医療関係

1. 他の市町村等に避難した被災障害者等に対する支給認定について

(1) 被災障害者が当該災害の被災により避難先の市町村等の区域内に居住地を有するに至った場合、育成医療及び更生医療については、避難先の市町村において、精神通院医療については、避難先の都道府県及び指定都市において、障害者総合支援法第 52 条から第 54 条までの規定等に基づき支給認定を行うこととする。

また、精神通院医療の申請書は居住地の市町村を経由することとしているが、この取扱いについても、避難先の市町村を経由すること。

なお、この場合、支給認定の申請の際に添付することとされている世帯の所得の状況等が確認できる資料等の書類については、実情に即した弾力的な対応として差し支えないものとする。

(2) 一時的な避難の場合など居住地が依然として避難元の市町村（精神通院医療は都道府県及び指定都市と読替える。以下同じ。）にあると認められる場合、当該避難元の市町村が支給認定を行うこととする。この場合において、通常の実給認定を行うことができないときは、既存の資料を活用するとともに、被災障害者等に対する聞き取りなどの結果等を勘案して支給認定を行われたい（支給認定の変更をする場合も同様の取扱いとする）。

(3) 新規申請に係る有効期間の始期の取扱いについては、当該災害の影響により申請を行うことが相当期間困難であったと認められる場合に限り、市町村の判断により、申請日又は医師の意見書（診断書）作成日を有効期間の始期とする取扱いをしても差し支えない。

なお、更生医療については、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者の要件があることから、有効期間の始期の取扱いに注意すること。

(4) 被災障害者等に対する支給認定に当たっては、必要な自立支援医療が円滑に提供されるよう、関係市町村相互に十分連携の上、柔軟に対応されたい。

2. 受給者証の提示等について

「令和元年台風第19号による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和元年10月13日付け厚生労働省健康局総務課ほか事務連絡)に基づき実施すること。

(参考：事務連絡抜粋)

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できるものとする。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できるものとする。

令和元年台風第 19 号による被災に伴う介護給付費等
(療養介護医療費、障害児通所給付費及び障害児入所給付費等を含む。) の取
扱いについて

1. 令和元年台風第 19 号による被災に伴い、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、旧法身体障害者更生援護施設、旧法知的障害者援護施設、障害児通所支援及び障害児入所施設において定員を超過して被災障害者等を受け入れた場合、定員超過利用減算を適用しないことが可能か。

(答)

定員超過利用減算を適用しない取扱いが可能である。また、共同生活援助において、被災障害者等を受け入れたことにより大規模住居に該当することとなった場合についても、大規模住居減算を適用しない取扱いが可能である。

2. 被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し人員基準を満たすことができなくなる場合については、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しないことが可能である。なお、基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算（人員配置体制加算等）や、有資格者等を配置した上で規定の行為を実施した場合に算定可能となる加算（福祉専門職員配置等加算等）についても、利用者の処遇に配慮した上で柔軟な対応を可能とする。

また、世話人等の配置状況に応じて設定される共同生活援助等の基本報酬についても、従前の（派遣前の配置人数に基づく）報酬の算定を可能とする。

3. 避難所において居宅サービスを受けた場合、介護給付費等が算定できるのか。

(答)

「災害により被災した要援護障害者等への対応について」（平成 27 年 1 月 15 日付け厚生労働省・社会局障害保健福祉部企画課ほか事務連絡）において連絡したとおり、避難所等で生活している者に対して居宅サービスを提供した場合、介護給付費等の算定が可能である。

4. 被災等のために障害者支援施設、グループホーム等の入所者等が、一時的に別の障害者支援施設、グループホーム等に避難している場合、介護給付費等は

どのような取扱いとすればよいのか。

(答)

被災等のため、別の施設等の定員を超過するなどして、入所等した場合は、避難先の施設等において介護給付費等を請求する取扱いとなる。

仮に、別の施設等に一時避難する場合であって、提供しているサービスを継続して提供できていると判断した場合においては、避難前の施設等において介護給付費等を請求し、その上で、避難先の施設等に対して、必要な費用を支払うなどの取扱いとされたい。

5. 被災等のために障害者支援施設、共同生活援助等の入所者が、一時的に別の医療機関に避難している場合、介護給付費等はどのような取扱いとすればよいのか。

(答)

一時避難であれば、従前（避難前）の介護給付費等を従前の施設等が請求する取扱いとする。その上で、従前の施設等から避難先の医療機関に対して、介護給付費等を支払うなどの取扱いとされたい。

6. 被災等のため、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等が全壊等により、施設等の介護職員等及び利用者が避難所等に避難し、介護職員等が避難所にいる利用者に対し、障害福祉サービスを提供した場合、従前どおり介護給付費等を請求できるか。

(答)

施設等において提供している障害福祉サービスを継続して提供できていると判断できれば、介護給付費等を請求することは可能である。

なお、施設等の入所者等の中には医療必要度の高い方もいることが想定されるため、できるだけ、適切なサービスを提供できるよう受入れ先等の確保に努めていただきたい。

7. 障害福祉サービス事業所等が全半壊し、これに代替する仮設の建物等を利用してサービスの提供を行う場合、当該サービス提供にかかる費用を介護給付費等として請求することは可能か。

(答)

障害福祉サービス事業所等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設障害福祉サービス事業所等」という。）においてサービスを提供する場合、当該仮設障害福祉サービス事業所等において提供するサービスと、これまで提供していたサービスとの間に継続性が認められる場合、介護

給付費等として請求することが可能である。

8. 職員が、被災地で健康相談等のボランティアを行った場合により出勤できなかったケースについて、人員基準を満たさないことによる減額措置を適用しないことが可能か。

(答)

減額措置を適用しない取扱いが可能である。なお、日中活動サービス事業所の看護職員については、不在の場合であっても、他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るよう努めること。

9. 居宅介護等の特定事業所加算の算定要件である、定期的な会議の開催等やサービス提供前の文書等による指示・サービス提供後の報告について、被災地等においては困難を生じる場合があるが、取扱い如何。

(答)

今般の被災等により、やむを得ず当該要件を満たせなかった場合についても、当該加算の算定は可能とする。

10. 令和元年台風第 19 号による被災により、サービス提供量が増加した場合等の特定事業所加算に関する割合の計算方法及び居宅介護等のサービス提供責任者の配置基準の取扱い如何。

(答)

今般の被災等の影響により、介護職員等の増員や新規入所者の受入れ、サービス提供回数の増等を行った事業所については、特定事業所加算を有資格者割合や重度障害者等の割合の計算及び配置すべきサービス提供責任者の員数の計算の際、当該職員及び利用者数等を除外して算出する取扱いを可能とする。

各 { 都道府県
政令指定都市
中核市 }

障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、このたび小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）等における対応について、下記のとおり取りまとめましたので、管内市町村に対し周知をお願いいたします。

記

- 放課後等デイサービスについては、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒（以下「幼児児童生徒」という。）が利用するものであり、当該幼児児童生徒には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いするとともに、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いすること。
- また、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」においてお示ししているとおり、幼児児童生徒の受入に当たっては本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとし、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとすることを改めて周知すること。
- 教育委員会等から福祉部局に対して連携の要請があった場合には、教育委員会等に対して、受入可能人数について情報提供するなど必要な協力を行うこと。なお、放課後等デイサービスの利用を希望する保護者等からの連絡が直接事業所に寄せられ、事業所において調整を行うことが困難な場合には、保護者等に対し、利用調整

を行っている教育委員会又は学校長に放課後等デイサービスの利用を希望する旨を伝えていただくよう案内すること。

- 幼児児童生徒の受入れに当たっては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（令和2年2月20日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」においてお示ししているとおり、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能とすることを改めて周知すること。
- 臨時休業日に放課後等デイサービスの支援を提供した場合にあっては、「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（平成27年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」問69においてお示ししている通り、休業日扱いで基本報酬を算定してよい取り扱いを改めて周知すること。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A（抜粋）

問69 放課後等デイサービスの基本報酬における休業日とは何を指すのか。

具体的には以下のことを指す。

- ・学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）
- ・学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日、又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。

- なお、児童発達支援事業所についても同様に、感染の予防に留意した上で原則開所していただくようお願いすること。

以上

(参考資料)

- ・新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第２報）（令和２年２月２０日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）
- ・社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和２年２月２４日厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

・厚生労働省ホームページ

自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウイルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL：０３－５２５３－１１１１（内線３０３７，３１０２）

FAX：０３－３５９１－８９１４

E-mail：shougaijishien@mhlw.go.jp